五　対ミサイル航空機保護システム（民間航空機に搭載され、かつ、次のすべての条件を満たすものを除く。）又はそのために特に設計した部分品
イ　次のいずれかのミサイル警戒センサーを有すること。
（一）受動式センサーであって、最大感度が一〇〇ナノメートルから四〇〇ナノメートルまでの間のもの
（二）能動パルスドップラーセンサー
ロ　カウンターメジャーディスペンサーを有すること。
ハ　地対空ミサイルの欺瞞のために可視光線及び赤外線による痕跡を放出するフレアを有すること。
ニ　当該システムが設置された特定の民間航空機においてのみ機能すること（民間の型式証明又は国際民間航空機関によって認められた同等の文書が発出されている場合に限る。）。
ホ　ソフトウェアへの不正アクセスを防止する機能を有すること。
ヘ　当該民間航空機から取り外したときに機能を停止する仕組みを有すること。
六　軍用に設計した射撃統制装置若しくはその機能を妨げるための装置若しくはこれらの試験調整装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した附属品若しくは部分品
イ　照準具（第一号のロの（四）及び同号のニの（三）に掲げるものを除く。）
ロ　爆撃用コンピュータ
ハ　銃架（第一号のロの（二）及び同号のニの（四）に掲げるものを除く。）
ニ　銃砲制御装置
ホ　標的の捕捉、特定、測距、監視又は追跡を行うための装置
ヘ　探知、データ融合、認識又は識別を行うための装置
ト　センサー統合装置
チ　イからトまでに掲げるものの機能を妨げるための装置（探知のためのものを含む。）
リ　イからチまでに掲げるもののために特に設計した試験調整装置
七　軍用車両又はその部分品であって、次のイ又はロに該当するもの（ハに該当するものを除く。）
イ　陸上車両（トレーラーを含む。）であって、軍用に設計し又は改造（軍用に設計した一以上の部分品の構造的、電気的又は機械的な変更を含むものとし、当該部分品には、（一）に掲げるものを含む。）したもの（（二）に掲げるものを含む。）又はその部分品
（一）次のいずれかに該当するもの
1　防弾性能を有し、又は空気が抜けたときも走行することができるよう特に設計したタイヤのケーシング
2　車両中枢部を保護するための装甲
3　兵器取付け用の特殊補強材又は銃架（第一号ロの（二）、同号ニの（四）及び前号ハに掲げるものを除く。）
4　ブラックアウトライト
（二）次のいずれかに該当するもの
1　砲架又は地雷の敷設若しくは第三号に掲げるものの発射のための装置を有する戦車その他の軍用武装車両又は軍用車両
2　装甲車両
3　水陸両用車両又は渡河用車両
4　回収車
5　けん引車
6　弾薬又は兵器システム及びこれらのものの積卸し用の装置を輸送するための車両
ロ　オフロード走行が可能な全輪駆動車であって、アメリカ合衆国司法省国立司法研究所耐弾防護素材基準のレベル三又はこれと同等以上の強度の耐弾機能を有する物質により製造され又は覆われたもの
ハ　装甲又は耐弾性能を有する民間の車両又はトラックであって、現金又は貴重品を輸送するために設計又は改造したもの
八　催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）若しくはこれらの関連物質又は放射性製剤であって、次のイ又はロに該当するもの（ハに掲げるものを除く。）
イ　放射性製剤であって、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの
ロ　催涙剤若しくはくしゃみ剤、活性化された化学成分又はこれらの化合物（次に掲げるものを含み、食品の製造又は医療の用に供するものとして包装されたものを除く。）
（一）ブロモベンジルシアニド
（二）クロロベンザルマロノニトリル
（三）クロロアセトフェノン
（四）ジベンズ―（b・f）―一・四―オキサゼピン
（五）ジフェニルアミンクロロアルシン（アダムサイト）
（六）N―ノナノイルモルホリン
ハ　第三条第一項第一号ルに掲げるもの
九　催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）、若しくはこれらの関連物質、化学製剤、細菌製剤若しくは放射性製剤の散布、探知、若しくは識別のため若しくはこれらのものからの防護のために設計した装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計したものに限る。）
イ　次のいずれかに該当するものの散布のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品
（一）前号（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものの探知若しくは識別のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品（個人用照射線量計を除く。）
（二）第三条第一項第四号イからホまでに掲げる前駆物質から生成した軍用の化学製剤
ロ　前号（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるもの
ハ　前号（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものからの防護のために設計した部分品（放射性製剤、生物製剤又は化学製剤のろ過のために特に設計した換気装置及び防護服を含む。）
十　化学製剤、細菌製剤若しくは放射性製剤の浄化のために軍用に設計した装置若しくはその部分品又は当該浄化のために特に配合した化学物質の混合物であって、次のいずれかに該当するもの
イ　第八号のイ（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号のイからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号のハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものによって汚染された物体の浄化のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品
ロ　化学物質の混合物であって、第八号のイ（同号ハに掲げるものを除く。）、第三条第一項第一号のイからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）、同項第三号ハ又は第四条第一項第一号に掲げるものによって汚染された物体の浄化のために特に生成したもの